

# 定 款

# 社団法人日本糖尿病協会定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本協会は、社団法人日本糖尿病協会と称する。(英文名 Japan Association for Diabetes Education and Care) 略称 (JADEC) とする。

### (事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区麹町4丁目2番1号に置く。

2 本協会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目 的)

第3条 本協会は、糖尿病に関する正しい知識の普及啓発、糖尿病患者及びその家族の療育指導、糖尿病に関する調査研究を行うことにより国民の健康の増進に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)糖尿病の予防及び治療に関する知識の普及啓発
- (2)糖尿病の予防及び治療に関する調査・研究
- (3)糖尿病の患者及び家族に対する療育指導
- (4)糖尿病に関する海外関係団体との連携
- (5)その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第5条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員より選出された代議員をもって民法上の社員とする。

- (1)正 会 員 本協会の目的を理解し賛同して入会した個人
- (2)賛助会員 本協会の目的及び事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3)名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

### (入 会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

### (会 費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

#### (会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき
- (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3)会費を6ヶ月滞納したとき
- (4)除名されたとき

#### (退 会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

#### (除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)本協会の定款又は規則に違反したとき
- (2)本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

#### (抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

### 第3章 役 員

#### (種類及び定数)

第12条 本協会に、次の役員を置く。

理事 31人以上 35人以内

監事 2人

2 本協会に、理事の中から次の役員を置く。

理事長 1人

副理事長 3人以内

専務理事 1人

常務理事 3人以内

#### (選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事は互選により、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事長は、理事に異動があったときは、2週間以内にその旨を登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 理事長は、監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

### (職 務)

第14条 理事長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本協会の常務を統括する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、本協会の常務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 会計、財産を監査すること
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
  - (3) 会計、財産及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は厚生労働大臣に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集すること

### (任 期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (解 任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、総会において議決するまえに、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

### (報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 総 会

### (種 別)

第18条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (構 成)

第19条 総会は、代議員をもって構成する。

#### (代議員の選出)

第20条 代議員は2年に1回、支部において、正会員の中から選出する。

- 2 代議員は、当該支部の正会員の500人に1人とし、支部ごとに按分する。但し、支部の代議員は最低2人とする。

#### (権能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

#### (開催)

第22条 通常総会は毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 代議員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

#### (招集)

第23条 総会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに代議員に対し通知しなければならない。

#### (議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席代議員の中から選出する。

#### (定足数)

第25条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第26条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

#### (議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者

の場合にあつてはその旨を付記すること。)

- (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名押印をしなければならない。

## 第 5 章 理 事 会

### (構 成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権 能)

第 30 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (種類及び開催)

第 31 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき
  - (3) 第 14 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも 7 日前までに通知しなければならない。

### (議 長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (定足数等)

第 34 条 理事会には、第 25 条から第 28 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中、「総会」及び「代議員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第 6 章 組 織

### (事業の運営に関する委員会)

第 35 条 本協会は、第 4 条に定める事業の遂行のため、必要な委員会を置くことができる。

#### (地方連絡協議会及び支部の設置)

第36条 本協会は、第4条に定める事業の遂行のため必要な地に地方連絡協議会及び支部を置くことができる。但し、支部は都道府県に1支部とする。

### 第7章 財産及び会計

#### (財産の構成)

第37条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

#### (財産の管理)

第38条 本協会の財産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (経費の支弁)

第39条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

#### (事業計画及び予算)

第40条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を経て、毎事業年度開始後3ヶ月以内に厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

#### (暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (事業報告及び決算)

第42条 本協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更のあったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

#### (長期借入金)

第43条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第44条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(特別会計)

第45条 本協会は事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(収支差額の処分)

第46条 本協会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を基金として積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、代議員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することはできない。

(解散)

第48条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、代議員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第49条 本協会の解散のときに有する残余財産は、代議員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第9章 事務局

(設置等)

第50条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

## 第 10 章 補 則

### (委 任)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

1. この定款は、本協会の設立許可のあった日から施行する。
2. 本協会の設立当初の役員は、第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず昭和 63 年 3 月 31 日までとする。
3. 本協会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 40 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
4. 本協会の設立初年度の会計年度は、第 44 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、昭和 63 年 3 月 31 日までとする。
5. この改正は、認可の日から施行する。
6. この定款の一部変更は、厚生労働大臣の認可があった日から施行する。

昭和 62 年 4 月 1 日 施行

平成 7 年 10 月 22 日 (第 2 条(住所)変更)

平成 14 年 7 月 4 日 (各条文(正会員と代議員)変更)

平成 14 年 12 月 16 日 (第 2 条(住所)変更)

平成 17 年 7 月 25 日 (各章複数条文の変更・改定・新設)

平成 18 年 12 月 15 日 (第 2 条(住所)変更)